固定資産税に関する届出・申請をお忘れなく

間 財務課 資産税係 ☎ 62-9124

固定資産税に関して令和3年中に次のような事由が発生した場合には、**令和4年1月末日までに**届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ(https://www.town.fujimi.lg.jp/)からもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人 (現所有者) 代表者指定·変更届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき (※1)
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、 町税の減免要件に該当するとき
3	新築 (住宅・中高層耐火建築住宅) に対する 固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅の減額を受けるとき
4	認定長期優良 (住宅・中高層耐火建築住宅) に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
5	住宅用地適用 (異動) 申告書	新築や転居等で住宅用地特例の適用を受けるときや、 住宅用地の所有者等が変更となったとき
6	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の 人から選任するとき
7	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の 人から選任するとき
8	送付先変更届	納税通知書や納付書・各種通知等の送付先を 変更したいとき
9	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等 により変更となったとき
10	家屋滅失届出書	家屋の一部または全部を解体・除去したとき (※2)
11	土地現況地目·家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき (*2)
12	家屋の利用状況に関する申告書	所有者の住民票が町外にあり、かつ住宅を居住の用 (セカンドハウス) に供しているとき

^{※1} 富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。

町外で死亡届を提出した場合は、財務課資産税係までご連絡ください。

※2登記済みの場合は届出不要ですが、登記日が令和4年1月2日以降となる場合は資産税係へ提出をお願いします。

農業経営「収入保険」に加入しませんか

間 産業課 営農推進係 ☎62-9328 / NOSAI長野 諏訪支所 ☎73-3211

近年発生している大規模な自然災害や、農作物の取引価格の低下など様々なリスクから農業経営を守る「収入保険制度」の加入申請期間が始まります。加入を希望される対象農業者の方はご検討ください。

【加入申請期間】 令和3年12月20日(月)まで (保険期間 令和4年1月1日~12月31日)

【対 象 者】 青色申告を行っている農業経営者

【補償対象】農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体

【補てん範囲】 農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を

下回った場合に、下回った額の9割を補てん ※ご希望により補てん割合を変更できます。

【申請窓□】 NOSAI長野 諏訪支所(茅野市宮川4392-1)

補てん金額や掛金の試算、加入に向けたスケジュールなど、 詳細についてはNOSAI長野 諏訪支所までお問い合わせください。

